

境港市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で創業するものに対し、境港市創業支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んだことのない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第22条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んだことのない個人が、新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合

(2) 創業者 新たに創業する者をいう。

(3) 創業の日 個人事業者の場合にあつては開業の日、会社の場合にあつては法人設立の日をいう。

(4) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(5) Iターン者 他の市区町村から本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、記録された日から1年を経過した者並びに当該転入前に鳥取県及び島根県内の市町村において住民基本台帳に記録されたことがあるものを除く。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 鳥取県西部創業サポートセンターが策定した創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する市長の発行する証明書の交付を受けた者

(2) 境港市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がない者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 個人事業者にあつては、創業の日までに市内に居住し、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 法人にあつては、創業の日までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象外とする。

(1) 国、県又はこれらの外郭団体等から、同様の事業について補助金等の交付を受けている者

(2) 境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成20年境港市条例第34号）、境港市企業立地促進補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）及び境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金交付要綱（昭和61年4月1日施行）の対象となる者

(3) 別表第1に掲げる業種に該当する者

- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- (5) 他の者が行っていた事業を承継あるいは業態を転換し、新事業・新分野に進出する者
- (6) 境港市暴力団排除条例（平成 23 年境港市条例第 14 号）第 2 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者
- (7) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第 4 条 本補助金の補助対象経費は、創業の日までに発生し、交付申請までに支出の完了した創業に係る経費のうち、別表第 2 に定めるものとする。

（補助金の額）

第 5 条 本補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30 万円を限度とする。

2 本補助金申請者が I ターン者に該当する場合は、前項の「30 万円」を「50 万円」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市創業支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 開業届 ※個人の場合
- (2) 定款及び法人登記事項証明書 ※法人の場合
- (3) 事業計画書
- (4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
- (5) 役員等名簿（様式第 2 号）
- (6) 補助対象経費の取得額及び支出の完了を証明する書類
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 前条第 2 項に該当する者は、前項に加え、戸籍の附票を添えて市長に申請しなければならない。

3 交付の申請は、創業の日後から 30 日以内に行わなければならない。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、本補助金の交付決定を行い、境港市創業支援補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支払請求）

第 8 条 本補助金の支払を受けようとする事業者は、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から 30 日以内に、境港市創業支援補助金支払請求書（様式第 4 号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 9 条の実績報告書の提出は要しないものとする。

2 本補助金の支払を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の属する年度の翌年度から 3 年間、境港市創業支援補助金経営状況報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書等本補助金による創業の成果が分かるもの

- (2) 市内に居住していることが確認できる書類
- (3) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、市長は、既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 個人事業者にあつては事業の用に供する主たる事務所及び代表者の住所を、法人にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所を、交付決定の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、許可なく市外に異動したとき
- (3) 創業者の市税に滞納があつたとき

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を取り消したときは、境港市創業支援補助金交付取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、本補助金の交付に係る財産を処分しようとするときは、あらかじめ境港市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第7号）により、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があつたときは、交付した本補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市創業支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に創業を開始した者について適用し、同日前に創業を開始した者については、なお従前の例による。